

# 福岡小学校 いじめ防止基本方針



本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「いじめ防止基本方針」として定めました。  
保護者・地域の皆様には何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 26 年 4 月  
(令和 5 年 5 月改訂)

高岡市立福岡小学校

# 福岡小学校 いじめ防止基本方針

高岡市立福岡小学校

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。したがって、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わるすべての者が連携して取り組まなければなりません。

本校では、学校がすべての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できるよう指導体制の充実を図るとともに、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。さらに、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

## 2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条（平成25年））

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（同法第22条）を活用して行う。

※具体的ないじめの態様の例（いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日））

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

<いじめが「解消している」状態の判断>

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

＜いじめが起きた集団への働きかけ＞

いじめが解消している状態に至った上で、児童が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害児童による被害児童に対する謝罪だけで終わるものではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

### 3 いじめの防止等のための基本的な考え方

#### (1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも起こり得るという意識をもち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

いじめ防止に取り組む姿勢として、学校や学級が、まず、人権が尊重され、安心して過ごせる場となる必要があります。その上で、児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

学校は児童に対して、傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

#### ① 児童理解と安全で安心な環境づくり

- ・人権感覚やいじめに関する校内研修を行います。
- ・教師としての人権意識を高め、児童の範となります。
- ・児童の基本的な生活習慣と学習規律の形成に努めます。
- ・児童が互いの個性や多様性を認め合い、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保し、児童が互いの違いを理解するよう働きかけるなど、安心して学校生活を送れる風土をつくります。
- ・小さい学年の頃から、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促します。
- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育みます。
- ・困ったことや悩みがあるときに、援助希求を行える雰囲気と児童の訴えをしっかりと受け止めることができる体制を築きます。

#### ② 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

##### ○「いのちの教育」の推進

- ・人や自然、社会と関わる体験を通して、児童が自他のいのちがかけがえのないものであることを実感できるように努めます。
- ・日頃より、児童がありのままの自分を肯定的に捉えたり、他者のために役立った、認められたと感じたりする機会を設けるようにします。

##### ○児童が主体となる取組の充実

- ・学級活動や児童会活動を大切にして、児童が主体的に共同的に取り組む力を伸ばします。
- ・学習場面では、児童自らが考え決定することや発表、制作する体験を重視します。
- ・「特別の教科 道徳」を中心に、人権の尊重やいじめの問題に関して自ら考え、議論する機会を設けます。

#### ③ 家庭や地域等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針についての保護者・地域の理解を図り、児童に関わる大人たちが一体となって児童の育成に努めます。
- ・児童が基本的な生活習慣やコミュニケーション能力を身に付けるために、強化週間等を設けて、家庭と連携して取り組みます。

## (2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもち、軽視することなく、積極的に関わります。児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底します。

また、早い段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関等とチームを組んで的確に対応します。

### ① 日常的な観察

- ・ 毎日の生活の中から児童や学級に関する情報を集め、これらを教職員間で共有することに努めます。
- ・ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から関わりをもつようにします。また、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知するようにします。

### ② アンケート調査

- ・ 調査を定期的に行い、児童の悩みやストレス、被害・加害等の把握に努めます。

### ③ 教育相談

- ・ 児童には困ったことや悩んでいることを相談するスキルを身に付けさせるとともに、相談しやすい関係や環境づくりに努めます。
- ・ 児童全員に対して、定期的な個人面談を実施します。
- ・ 児童や保護者からの相談に対して、専門スタッフを含めてチームで支援します。

## (3) いじめへの対処（参考：改訂版 いじめ対応ハンドブック令和3年1月発行 県教委）

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保します。その上で、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、組織的な対応を行います。被害児童を徹底して守るとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。いじめに係る情報を適切に記録する他、教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

### ① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・ いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、学校いじめ対策組織で情報を共有します。
- ・ 学校いじめ対策組織が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・ 事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・ 犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

### ② いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・ スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・ いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

### ③ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝

- 罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
  - ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。
- ④ いじめが起きた集団への働きかけ
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
  - ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
  - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

#### <重大事態への対処>

##### 重大事態の発生と調査

- ・重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長に事態発生について報告します。また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

##### ※「重大事態」の意味について（同法第22条より）

○いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間学校を欠席」とは、

- ・年間30日を目安とし、児童が一定期間、連続して欠席している場合

##### 重大事態への対応と再発防止

- ・教育委員会とともに、いじめを受けた児童やその保護者に対して、心のケアを行うとともに、状況に応じて医療機関等とも連携して継続的な支援を行います。
- ・教育委員会とともに、いじめを行った児童やその保護者に対して、必要な指導、助言を行うとともに、状況に応じて警察署や児童相談所等とも連携して対処します。
- ・教育委員会とともに、調査結果を検証し、当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な措置を講じます。

#### (4) いじめの再発防止

同じ児童が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

① 児童の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ・児童の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

② 再発防止の取組

- ・互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
- ・「特別の教科 道徳」や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

#### 4 学校いじめ対策組織（「いじめ対策委員会」）

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、特別支援学級主任、養護教諭、情報主任、その他関係する教職員
- ※必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者（人権擁護委員、民生委員、児童委員、保護司等）の方々を追加します。

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

## 5 年間計画

月	取 組	月	取 組
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会</li> <li>・校内研修（いじめ防止基本方針についての共通理解）</li> <li>・教育相談の案内の家庭配付</li> </ul>	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査（「ミニミニハートチェック」）</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査（「ミニミニハートチェック」）</li> </ul>	11	
6		12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間</li> <li>・アンケート調査（「あったかハートチェック」）</li> <li>・教育相談（全員面談）</li> <li>・学校評価（2学期）</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査（「あったかハートチェック」）</li> <li>・教育相談（全員面談）</li> <li>・学校評価（1学期）</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価の結果集計と考察</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価の結果集計と考察</li> <li>・いじめ対策委員会（いじめ防止基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、見直し）</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査（「あったかハートチェック」）</li> <li>・いじめ対策委員会（いじめ防止基本方針に基づく取組の評価・改善）</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市「人権標語コンクール」への応募</li> </ul>	3	
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全教職員が人権意識を高め、児童に範を示す。</li> <li>・魅力ある学級・学年、学校づくりを進める。</li> <li>・「特別の教科 道徳」や学級活動等において児童に「いじめをしない態度や能力」を身に付けさせる。</li> <li>・困っていることを友達や教師、大人等に伝えるスキルを身に付けさせる。</li> <li>・互いに認め合う習慣の形成（学校・地域・家庭）（「おはよう」「ありがとう」等）</li> <li>・家庭と連携して、基本的な生活習慣を身に付けさせる。</li> <li>・学習規律の形成</li> <li>・教職員間で児童に関する情報を共有する。</li> </ul>		

## 6 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。